

所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)の算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適正対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定要件】

- 対象となる入所者の状態は次の通りです。※(Ⅰ)(Ⅱ)共通
イ 肺炎 口 尿路感染症 ハ 帯状疱疹 ニ 蜂窩織炎 ホ 慢性心不全の増悪
- 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、処置等が行われた場合に(Ⅰ)を算定するときは、1回に連続する7日を限度として月1回に限り算定する。
(Ⅱ)を算定するときは、1回に連続する10日を限度とし月1回に限り算定する。※ただし、(Ⅱ)の算定には、介護老人保健施設の医師が、感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
- 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
- 帯状疱疹については、抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る。
- 慢性心不全の増悪については、原則として注射または、酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定する。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

令和6年度 所定疾患施設療養費 算定状況(人数) (R6年4月～R7年3月分)

R6.11より所定疾患療養費Ⅱを算定

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	1	1	0	0	2	1	2	1	1	3	1	1	14
	日数	5	5	0	0	12	6	12	8	6	20	10	10	94
尿路感染症	件数	3	4	5	1	2	3	2	2	6	1	1	2	32
	日数	15	11	24	6	14	11	8	17	38	5	4	8	161
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1	5
	日数	0	0	0	4	13	7	0	0	0	0	0	5	29
慢性心不全の増悪	件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	日数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8	9
合計	件数	4	5	5	2	6	5	5	3	7	4	3	4	53
	日数	20	16	24	10	39	24	21	25	44	25	22	23	293